

# 京都医療科学大学

## 不正行為防止に関する基本方針

不正防止計画推進委員会

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日通知）に基づき、京都医療科学大学における公的研究資金およびこれに準ずる研究資金（以下、研究資金という）の取り扱いに関わる不正行為防止体制の構築および適正な管理を行うための基本方針を定めるものである。

### 1. 不正行為とは下記に記述するような行為をいう。

#### 1) 研究活動における不正行為

データの捏造・研究成果の偽造、改ざん、盗用を行うこと。

#### 2) 研究資金の不正受給および不正使用

(1) 偽りその他不正の手段により研究資金を受給すること。

(2) 研究資金を本来の用途以外の用途に使用すること。

(3) 虚偽の請求に基づき研究資金を支出すること。その他法令などに違反して研究資金を支出すること。

(4) 本学で定める諸規程に違反して、または違反した方法で研究資金を使用すること。

### 2. 本学におけるいかなる教職員も下記事項を遵守しなければならない。

#### 1) 研究活動における遵守事項

(1) 不正行為をしてはならない。

(2) 不正行為に加担してはならない。

(3) 第三者に不正行為をさせてはならない。

(4) 不正行為が行なわれようとしていることを知ったときにはそれを防止する。

(5) 実験ノート、実験報告書などを作成し、適切に保管する。

#### 2) 研究資金管理における遵守事項

(1) 責任体制および職務は公的研究資金管理規程に定め、遵守する。

(2) 経理取扱にあたっては、公的研究資金経理取扱規程を遵守する。

(3) 資金経理に関する帳票は研究の終了した日の属する年度終了後、5年間保存する。

### 3. 違反者への対応

1) 不正な行為を行なったものは、厳罰に処する。

2) 不正行為に関わった業者は、取引を停止する。

制定 : 平成20年12月25日